



社会保険労務士法人 作道事務所
行政書士 作道事務所
労働保険事務組合 栃木労働管理協会

TEL 0285-23-6172 FAX 0285-23-7279
ホームページ <https://www.sabg.jp>
E-mail slm_info@sabg.co.jp



令和7年度確定・令和8年度概算 労働保険料申告について
労働保険料 第1期分
納期 6月22日(月)・納付のご準備を

自動振替(T-net)ご利用の場合は、ご指定の金融機関から自動引落としとなります。
振込の場合は、下記金融機関にお振込下さい。振込手数料は貴社にてご負担をお願いします。

振込先口座名義 労働保険事務組合 栃木労働管理協会 理事長 作道 義明

| | | | | | | | |
|----------|------|-----|---------|------|------|-----|---------|
| 足利小山信用金庫 | 栗宮支店 | (普) | 001131 | 足利銀行 | 小山支店 | (普) | 348146 |
| 栃木銀行 | 小山支店 | (普) | 3736001 | 足利銀行 | 栃木支店 | (普) | 1001191 |
| 常陽銀行 | 小山支店 | (普) | 234950 | 群馬銀行 | 小山支店 | (普) | 194633 |

令和8年7月障害者法定雇用率 2.7%に引上げ
常用雇用労働者数 37.5人以上の企業が障害者雇用義務の対象となります。

障害者雇用義務の対象となった場合、企業が雇用すべき障害者数は、以下のとおり計算します。

常用雇用労働者総数 × 法定雇用率 (小数点以下は切り捨て)

| 所定労働時間 | カウント方法 |
|---------------|------------|
| 30時間以上 | 1人を1カウント |
| 20時間以上 30時間未満 | 1人を0.5カウント |

例えば、正社員 35人、パート 8人(週 20時間以上 30時間未満)の場合、常時雇用する労働者数は 39人(35人+8人×0.5)となり、法定雇用率 2.7%を乗じると 1.053人となるため、障害者を最低 1人雇用する義務があります。

また、**対象事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークへ報告する必要があります。**(令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率 2.5%に基づき不足の有無を確認します。)

なお、障害者雇用に伴う企業の負担軽減を目的とした各種助成金制度も設けられています。

ハローワークへの報告や助成金制度については、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

社会保険の定時決定のため、
4月から6月の賃金台帳をお預かりします。

今年も保険料や保険給付、年金の算定基礎になる標準報酬月額を決定する「定時改定」の時期となりました。定時改定は毎年4・5・6月の給与を基準に9月(10月支払分給与)から適用されます。随時、賃金台帳をお預りさせて頂きますのでよろしくお願い致します。

とちぎ賃上げ加速・定着支援金のご案内
従業員一人あたり 5.5万円、1企業あたり最大 110万円が支給されます。

- 令和8年4月1日以降、従業員1名につき、令和8年3月31日までの直近支給額と比較して5%以上賃金を引き上げること。
- 企業内男女間格差の是正に繋がる下記の処遇改善取組事項のうち、いずれか1つ以上に取り組むこと。

- ◆女性の管理職比率の改善 ◆法令を上回る短時間勤務制度の導入・拡充
- ◆非正規の正規化 ◆女性活躍推進法に基づく情報公開

【賃上げ対象従業員の範囲】
栃木県内における週の所定労働時間が20時間以上の従業員
※正規・非正規問いません。

【受付期間】
令和8年5月12日～令和9年1月20日
※予算額に達した場合は、申請受付期間中でも受付が終了となります。
詳しくは当事務所までお問い合わせください。

とちぎ男性育休推進企業奨励金のご案内
1企業あたり最大 50万円が支給されます。

- 令和8年4月1日以降、男性従業員が通算1ヶ月以上の育児休業を取得し、令和9年3月31日までに現職復帰していること。
- とちぎ女性活躍応援団に登録していること。
- 「育児休業制度の周知」「相談体制の整備」「取得事例の収集・提供」「業務配分の見直し」の4つの取組の内2つ以上実施していること。
- 育児休業を取得する従業員に、育児休業中の過ごし方等に関する情報提供等を実施すること。

【受付期間】
令和8年5月11日～令和9年3月13日
詳しくは当事務所までお問い合わせください。